

中国最新法令 < 速報 >

※月 2 回発行

2023 年 9 月 29 日号 (No.407)

I. 重要法令等の解説

1. 「『民事訴訟法』の改正に関する決定」

森・濱田松本法律事務所
中国プラクティスグループ
<https://www.mhmjapan.com/>

本号編集責任者：森 規光

II. 注目法令等の紹介

1. 「行政不服審査法（2023 改正）」
2. 「企業名称登記管理規定実施規則」

I. 重要法令等の解説

1. 「『民事訴訟法』の改正に関する決定」¹

全国人民代表大会常務委員会 2023 年 9 月 1 日公表 2024 年 1 月 1 日施行

執筆担当：張 超、塩崎 耕平、水本 真矢

「『民事訴訟法』の改正に関する決定」（以下「本決定」という。）は、「民事訴訟法（2021 年改正）」（以下「旧法」といい、改正後の民事訴訟法を「新法」という。）における涉外民事訴訟手続を大要以下のとおり改正するものである。

- ① 管轄権を行使するための基準地点の新設、合意管轄と応訴管轄の明確化、専属管轄に属する事件類型の追加。
- ② 並行訴訟の処理方法の新設。
- ③ 不便宜法廷法理（人民法院が、原告の訴えを却下し、より便宜な外国の裁判所に訴えを提起するよう告知することができるという法理）の法文化。
- ④ 国外の当事者に対する送達方法の追加、受送達者の範囲の拡大、送達期限の短縮。
- ⑤ 国外での証拠取得方法の新設。
- ⑥ 人民法院が外国裁判所の判決・裁定の承認及び執行を拒絶できる事由の法文化、承認及び執行を行う場合の国内訴訟の処理方法の明確化、承認及び執行についての管轄を有する管轄法院の範囲の拡大。

(1) 概要

民事訴訟法は、1991 年の制定以来、2007 年、2012 年、2017 年、2021 年の 4 回にわたって改正が行われており、本決定は、5 回目²の改正をするものである。今回の改正では主に涉外民事訴訟手続に関する規定の改正が行われており、その他、相続財産管理人の指定申立に関する特別手続の新設や、虚偽の訴訟行為に対する懲罰の強化などが行われている。

涉外民事訴訟手続に関する改正は、「『民事訴訟法』の適用に関する解釈」（以下

¹ 原文「关于修改《中华人民共和国民事诉讼法》的决定」

² 4 回目の民事訴訟法改正（2021 年 12 月 24 日公布）について、[本ニュースレターNo.368（2022 年 1 月 28 日発行）](#)をご参照ください。

中国最新法令 < 速報 >

「民法法解釈」という。)や2022年1月24日に最高人民法院が公布した「全国法院涉外商事海事裁判業務座談会會議要綱」(以下「2022年會議要綱」という。)等に定められた内容を民事訴訟法に統合しつつ、一部新たな内容を追加するものである(具体的には上記②、③及び⑥の一部は民法法解釈や2022年會議要綱等で定められていた内容であり、①、④、⑤及び⑥の一部は新たに追加された内容である。)。以下、涉外民事訴訟手続に関する主な改正内容を記載する。

(2) 涉外民事事件に対する人民法院の管轄権の拡大

旧法は、涉外民事事件に対する人民法院の管轄権について、涉外民事紛争の①契約締結地、②契約履行地、③訴訟の目的物の所在地、④差押に供することのできる財産の所在地、⑤権利侵害行為地又は⑥代表機構の住所地のいずれかが中国の領域内にある場合に、人民法院が管轄権を有するとしていた(旧法272条)。本決定は、上記に加えて、涉外民事紛争が中国とその他の適切な連結を有する場合も人民法院が管轄権を有するとした(8条(新法276条))。これにより、涉外民事紛争に対する人民法院の管轄権が広がり、かつどのような場合は適切な連結を有する場合か明らかではないことから、管轄権の有無の判断について人民法院が裁量権を有することになる。

また、合意管轄と応訴管轄について、中国国内の民事紛争と同様に、涉外民事紛争でも、当事者が書面での合意により人民法院の管轄を選択できること(合意管轄)、及び当事者が管轄に対して異議を申し出ず、かつ応訴・答弁し又は反訴を提出した場合は人民法院に管轄権があるものとみなす(応訴管轄)ことが明確にされた(9、10条(新法277、278条))。

さらに、人民法院の専属管轄となる事件の類型について、本決定は、中国国内で設立した法人又はその他の組織の設立・解散・清算及び当該法人又は組織で行われた決議の効力等に関する訴訟、中国国内で審査・付与された知的財産権の有効性に関する訴訟を追加した(11条(新法279条))。

(3) 並行訴訟に関する規則の整備

同一の紛争につき一方の当事者が外国の裁判所に提訴し、他方の当事者が人民法院に提訴した場合、又は一方の当事者が外国の裁判所に提訴するとともに人民法院にも提訴した場合(並行訴訟)の処理について、旧法では明確な規定が置かれていなかったが、本決定は、人民法院は並行訴訟を受理できるとするとともに、他方で排他的管轄合意により外国の裁判所の管轄が選択され、中国の専属管轄の規定に違反せず、かつ、中国の主権、安全又は社会公共利益にかかわらない場合は、人民法院が不受理を裁定できることを明確にした(12条(新法280条))。

また、並行訴訟における国内訴訟の中止について、本決定は、当事者が人民法院に対して、外国の裁判所が人民法院より先に事件を受理したことを理由に国内訴訟の中止を書面で申請した場合、原則として人民法院は国内訴訟を中止するものの、①当

中国最新法令〈速報〉

事者が人民法院の管轄を合意により選択し又は紛争が人民法院の専属管轄に属する場合、又は、②人民法院が審理する方がより便宜であることが明らかである場合は、人民法院が国内訴訟を継続できるとしている。

加えて、人民法院が国内訴訟を中止したにもかかわらず、外国の裁判所が事件の審理に必要な措置を取らない場合、又は合理的な期限内に結審させない場合には、人民法院が、当事者の書面による申請に基づき国内訴訟を再開すべき旨も定められている（13条（新法281条））。

（4）不便宜法廷法理の適用条件の緩和

不便宜法廷法理（人民法院が、原告の訴えを却下し、より便宜な外国の裁判所に訴えを提起するよう告知することができるという法理）の適用条件について、民訴法解釈530条は、①被告が事件につきより便宜な外国の裁判所が管轄すべきである旨の請求を申し立て、又は管轄異議を申し立てたこと、②当事者間において人民法院による管轄を選択する合意が存在しないこと、③事件が人民法院の専属管轄に属しないこと、④事件が中国の国家、公民、法人又はその他の組織の利益にかかわらないこと、⑤事件において争いのある主たる事実が中国国内で発生しておらず、かつ事件に中国の法律が適用されず、人民法院が事件を審理するにあたり、事実認定及び法律の適用において著しい支障があること、⑥外国の裁判所が事件につき管轄権を有し、かつ、当該事件の審理についてより便宜であることという6つの要件にいずれも満たす場合としていた。

本決定は、民事訴訟法上不便宜法廷法理を定めるとともに、上記④を「事件が中国の主権、安全又は社会公共利益にかかわらないこと」に修正し、上記⑤を「事件において争いのある基本事実が中国の国内で発生しておらず、人民法院による事件の審理と当事者による訴訟の参加のいずれについても明らかに不便であること」に修正した（14条（新法282条））。

（5）涉外送達に関する規則の改正

本決定は、涉外民事訴訟手続において、国外の当事者に対する送達の期間が長く、送達の効率性が低いこと等の問題に対処するため以下の措置を規定した（16条（新法283条））。

まず、旧法274条に定められた8種の送達方法³のほか、本決定は、①受送達者が中国国内で設立した独資企業がある場合、当該独資企業に送達できること、②受送達者が外国人又は無国籍者であり、中国国内で設立した法人又はその他の組織で法定代表者又は主要責任者を務め、かつ当該法人又は組織と共同被告となる場合、当該法

³ 具体的には以下のとおり：①受送達者の所在国と中華人民共和国とが締結し、又は共に参加している国際条約に定める方式、②外交ルート、③中国の国籍を有する受送達者の所在国に駐在する中国の大使館又は領事館に送達の代行を委託すること、④受送達者が委託した、代理して送達を受ける権限を有する訴訟代理人に送達すること、⑤受送達者が中国の領域内に設置した代表機構又は送達を受ける権限を有する支店等もしくは業務代理人に送達すること、⑥郵送送達（受送達者の所在国の法律が認めている場合）、⑦ファクシミリ、電子メール等の受送達者の受領を確認できる方式、⑧公示送達。

中国最新法令〈速報〉

人又は組織に送達できること、③受送達者が外国法人又はその他の組織であり、その法定代表者又は主要責任者が中国国内に所在する場合、当該法定代表者又は主要責任者に送達できること、④受送達者が同意したその他の方法により送達できること（受送達者の所在国の法律により禁止される場合を除く。）という4つの送達方法を新設した（16条（新法283条1項5号～7号、10号））。

また、旧法では、受送達者の訴訟代理人や中国国内で設立した支店等への送達につき、当該訴訟代理人や支店等が送達を受ける権限を有することが前提条件とされていたが、本決定は、当該条件を削除した（16条（新法283条1項4号、5号））。

さらに、渉外公示送達の期限について、本決定は、旧法に定められた3か月を（旧法274条）60日に短縮し、また、当該期限の起算点が公示した日であることを明確にした（16条（新法283条2項））。

（6）国外の証拠調査・取得に関する規定の新設

旧法では、中国が締結し、もしくは参加している国際条約に基づき、又は互惠の原則に従い、人民法院及び外国の裁判所は、証拠の調査・取得その他の訴訟行為の代行を相互に請求することができるとされていたが（旧法283条）、実際には、人民法院が上記方法を通じて積極的に国外の証拠の調査・取得を行うことはしておらず、渉外紛争の処理効率に大きな影響を与えていた。

本決定は、国際条約又は外交ルートに基づく国外の証拠の調査・取得手段を維持しつつも、①中国籍の当事者、証人の所在国に駐在する中国の大使館又は領事館による証拠取得の代行、②双方当事者の同意に基づくインスタントメッセージツールによる証拠の取得、③双方当事者が同意したその他の方法による証拠取得を新設し、国外における証拠取得をより便宜にできるようにした（17条（新法284条））。

（7）国外の確定判決・裁定・仲裁判断の承認、執行に関する規則の整備

人民法院が外国の裁判所の確定判決・裁定の承認及び執行を拒絶することができるとする事由について、旧法では、中国の法律の基本原則もしくは国家主権、安全、社会公共の利益に反していることが挙げられていたほか、2022年会議要綱46条で、①中国の法律に従うと判決発行国の裁判所が事件に対し管轄権を有しないこと、②被申立人が適法な召喚を受けておらず、又は適法な召喚を受けたが合理的な陳述、弁論の機会を得ておらず、もしくは訴訟能力を有さない当事者に適切な代理人が付けられていないこと、③判決が詐欺的な方法により取得されたこと、又は④人民法院が同一の紛争につきすでに判決を下し、又は同一の紛争につき第三国から出された判決、裁定をすでに承認し執行したことのいずれかを満たしていることが要件として挙げられていた。本決定は、旧法と2022年会議要綱に定められた上記5つの拒絶事由をそのまま踏襲し民事訴訟法上規定した上で、①について、外国裁判所が管轄権を有しないことの認定基準を新設した（21、22条（新法300、301条））。

また、外国裁判所の確定判決・裁定の承認及び執行が申請された場合の国内訴訟の

中国最新法令 < 速報 >

処理について、本決定は、当該判決・裁定に係る紛争と人民法院によって審理されている紛争が同一である場合に、人民法院は、審理中の国内訴訟の中止を裁定することができ、当該判決・裁定の承認が認められない場合には中止した国内訴訟を再開し、当該判決・裁定の承認が認められる場合には中止した国内訴訟を却下することを明確にした（23条（新法302条））。

さらに、執行前に人民法院の承認の申請を要する国外の仲裁判断の範囲について、旧法290条では「国外の仲裁機関の判断」とされていたが、本決定は「中国の領域外で出された仲裁判断」に修正した。これにより中国国外の仲裁機関の判断であっても中国国内で出された場合には人民法院の承認は不要となった。例えば、国際商業会議所国際仲裁裁判所（The International Chamber of Commerce International Court of Arbitration）が中国国内で出した仲裁判断について、中国国内で強制執行するには、人民法院の承認を受ける必要はなく、直接人民法院に対して執行の申し立てをすることが可能になった。

加えて、当該承認及び執行について管轄を有する人民法院の範囲について、被執行人の住所地又はその財産の所在地が中国の領域内ではない場合も、執行申立人の住所地又は当該紛争と適切な連関のある地点の中級人民法院に申請できるとし、管轄の範囲を拡大した（25条（新法304条））。

（全26条）

II. 注目法令等の紹介

1. 「行政不服審査法（2023改正）」⁴

全国人民代表大会常務委員会 2023年9月1日公布、2024年1月1日施行

執筆担当：高玉婷、水本真矢

本法は、「行政不服審査法」の全面改正を行うものであり、行政不服審査手続の活用を促す内容となっている。今回の改正内容は多岐にわたるが、2017年改正の現行法からの改正点のうち重要なものは以下のとおりである。

まず、行政不服審査の対象を拡充した上で⁵（11条）、行政不服審査の対象となら

⁴ 原文「行政复议法」

⁵ 行政不服審査の対象として列挙されている行為は以下のとおりであり、このうち、⑥⑦⑩⑭（下線部分）が今回新たに追加された：①行政機関が行った行政処罰決定に不服であるとき、②行政機関が行った行政強制措置、行政強制執行決定に不服であるとき、③行政許可を申請したが、行政機関が拒絶し、もしくは法定期間内に回答しなかったとき、又は行政機関の出した行政許可に関するその他の決定に不服であるとき、④行政機関が行った自然資源の所有権又は使用権の確認の決定に不服であるとき、⑤行政機関が行った取用・公用使用の決定及びその補償の決定に不服であるとき、⑥行政機関が行った賠償の決定又は賠償しない旨の決定に不服であるとき、⑦行政機関が行った労働災害認定申請を受理しない旨の決定又は労働災害認定の結論に不服であるとき、⑧行政機関によりその経営自主権又は農村土地請負経営権、農村土地経営権が侵害されたと認識したとき、⑨行政機関により行政権限が濫用され、競争が排除又は制限されたと認識したとき、⑩行政機関により違法に資金を徴収され、費用を割り当てられ、又

中国最新法令〈速報〉

ないものを列挙した(12条)。行政不服審査の対象とならないとされたのは、①国防・外交などの国家的行為、②行政法規や行政機関が制定・公布する決定・命令等の規範性文書、③行政機関の職員に対する賞罰や任免の決定、④行政機関が民事紛争に対して行った調解である。

次に、すべての行政不服審査について調解を行うことができるとした⁶(5条)。また、手続的にも、一般手続と簡易手続の2種類を規定し(36条)、一定の場合⁷又は当事者の同意を得た場合については、簡易手続により処理することとされた(53条から54条)。

その他、重大事件については、関連の政府部門の他、専門家や学者などが参加する行政不服審査委員会に諮問を行うことが必要とされた(52条)。

他方、行政訴訟を提起する前に行政不服審査を経なければならない場合も拡大された⁸(23条)。

以上の他、今回の改正により、県級以上の地方政府業務部門の管轄が廃止され、行政不服審査手続は県級以上の人民政府が集中的に管轄することとされた(24条)。

(全90条)

2. 「企業名称登記管理規定実施規則」⁹

国家市場監督管理総局 2023年8月29日公布、2023年10月1日施行

執筆担当：呉 馳、森 琢真、鈴木 幹太

「企業名称登記管理規定実施規則」(以下「本規則」という。)は、「企業名称登記管理規定」に従い、同規定にある各制度や条文を詳細化するものである。本規則の

は違法にその他の義務の履行を請求されたと認識したとき、⑪行政機関に人身的権利、財産的権利、教育を受ける権利等の合法的権益を保護する法定の職責の履行を申し立てたが、行政機関が履行を拒絶し、法により履行せず、又は回答しないとき、⑫行政機関に法により補償・弔慰金、社会保険給付又は最低生活保障費等の社会保障の支給を申請したが、行政機関が法により支給しないとき、⑬行政機関により法に従い政府の特別許可経営協議、土地建物収用補償協議等の行政協議が締結されず、法に従い履行されず、約定に従い履行されず、又は違法に変更され、解除されたと認識したとき、⑭行政機関により政府情報公開業務においてその合法的権益が侵害されたと認識したとき、⑮行政機関のその他の行政行為によりその合法的権益が侵害されたと認識したとき。

⁵ これまでは①行政機関が自由裁量に基づく行った行政行為、②行政賠償又は行政補償に関する紛争についてのみ、調解を行うことができるとされていた(行政不服審査法実施条例50条)。

⁶ これまでは①行政機関が自由裁量に基づく行った行政行為、②行政賠償又は行政補償に関する紛争についてのみ、調解を行うことができるとされていた(行政不服審査法実施条例50条)。

⁷ 具体的には、次に掲げる行政不服審査事件を審理するにあたり、事実が明らかであり、権利義務関係が明確であり、紛争が大きくないと判断される場合とされている：①行政不服審査を申し立てられた行政行為がその場で行われたものである事件、②行政不服審査を申し立てられた行政行為が警告又は通報による批判である事件、③事件に係わる金額が3,000元以下の事件、④政府情報公開事件に該当する事件。

⁸ 以下の場合には行政不服審査手続の前置が必要とされる：①その場で行われた行政処罰の決定に不服がある場合、②行政機関が下した、すでに法により取得した自然資源の所有権又は使用権を侵害する決定に不服がある場合、③行政機関が行政不服審査法11条に規定する法定の職責を履行していないと考える場合、④政府情報の公開を申請したものの、行政機関が公開しない場合、⑤法律又は行政法規で行政不服審査前置が規定されている場合。

⁹ 原文「企业名称登记管理规定实施办法」

中国最新法令 < 速報 >

施行により、2004年の「企業名称登記管理実施規則」及び2008年の「個人商工業者名称登記管理規則」が廃止になる。本規則には主なポイントは以下のとおりである。

- (1) 企業名称の構成について、数字等の使用禁止が撤廃され行政区画の名称使用制限も一定程度緩和された。
- (2) 企業名称自主申告制度について、企業名称申告時の禁止事項や他社屋号と同一とみなされる状況を新たに列挙し明記すること等により、同制度を明確化した(第三章)。
- (3) 企業名称使用への監督管理について、模倣、混同等により他者の先行する合法的権益の侵害を禁止すること(27条)、登記機関や第三者が規定に合致しない企業名称に対して是正を求めることができることを新たに定めた(31条)。
- (4) 企業名称に係る紛争の裁決について、管轄、申請、受理に間する期限及び手続、審査処理の考慮要素、簡易裁決手続等を詳細に定めた(第五章)。

(全 55 条)

セミナー情報

- セミナー 『第 5214 回金融ファクシミリ新聞社セミナー「激変する中国労働事情と日本企業の対応策」』
開催日時 2023 年 10 月 17 日(火) 13:30~16:30
講師 五十嵐 充
主催 株式会社 FN コミュニケーションズ

- セミナー 『日系企業が押さえておくべき中国労働法(懲戒・解雇)の実務 ～中国における懲戒・解雇の基本的な法制度や事例紹介を含む実務を徹底的に解説～』
開催日時 2023 年 10 月 20 日(金) 14:00~17:00
講師 五十嵐 充
主催 一般社団法人企業研究会

中国最新法令 < 速報 >

中国プラクティスグループ

石本茂彦、江口拓哉、小野寺良文、康石、森規光、原潔
鈴木幹太、五十嵐充、井村俊介、青山慎一、富永裕真、水本真矢、福島翔平、岩佐勇希、
木内遼、塩崎耕平、紫垣遼介、本嶋孔太郎、加瀬由美子、佐藤万里、重富賢人、橋本祐弥、
福澤寛人、渡邊泰尚、朝倉利哉、新井雄也、上村莉愛、金載中、児玉祐基、森琢真
吉佳宜、崔俊、張超、胡勤芳、高玉婷、柴巍、戴樂天、吳馳、張雪駿、沈陽、李昕陽

TOKYO

〒100-8222 東京都千代田区丸の内 2-6-1

丸の内パークビルディング

TEL : 03-5220-1839

FAX : 03-5220-1739

✉ tokyo-sec@mhm-global.com

SHANGHAI

上海市浦東新区陸家嘴環路 1000 号

恒生銀行大廈 6 階 200120

TEL : +86-21-6841-2500

FAX : +86-21-6841-2811

✉ shanghai@mhm-global.com

BEIJING

北京市朝陽区東三環北路 5 号

北京發展大廈 316 号室 100004

TEL : +86-10-6590-9292

FAX : +86-10-6590-9290

✉ beijing@mhm-global.com